

指定居宅介護支援事業所彩の苑運営規程

（事業所の目的）

第1条 この規程は、医療法人本庄福島病院が開設する指定居宅介護支援事業所「彩の苑」（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------------|
| 一 名称 | 指定居宅介護支援事業所 彩の苑 |
| 二 所在地 | 本庄市千代田1丁目1番21号 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|--|---------------|
| 一 管理者 | 1名（介護支援専門員兼務） |
| 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 | |
| 二 介護支援専門員 | 1名以上 |
| 介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。 | |

（営業日及び営業時間）

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| 一 営業日 | 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日より1月3日まで及び祝祭日を除く。 |
| 二 営業時間 | 午前9時から午後4時までとする。 |
| 三 連絡体制 | 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。 |

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一 相談の場所	老人保健施設彩の苑1階相談室（必要に応じて居宅訪問を実施）
二 課題分析表の種類	MDS-HC2.0
三 サービス担当者会議開催場所	利用者宅（必要に応じて老人保健施設彩の苑1階相談室）
四 居宅訪問の頻度	少なくとも月1回以上
五 モニタリングの結果記録	月1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、本庄市、上里町、美里町、深谷市（旧岡部町地区）の区域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第8条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故防止、発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生しないよう、利用者の安全の確保に努める。また事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳保持

・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じる。

- 一 虐待防止委員会の開催
- 二 高齢者虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待防止研修の実施
- 四 専任担当者の配置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 月1回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人本庄福島病院理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画)

第13条 感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染予防対策委員会においてその対策を協議し、指針等を整備する。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

この規程は、平成 1 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。